

# 大和郡山市消防団員 安全活動マニュアル



令和5年10月

大和郡山市消防団

# も く じ

1、はじめに	P 1
2、日常の対策	P 2
3、資機材の管理	P 2
4、火災出場と活動時の安全管理	P 3～5
5、水防活動時の安全管理	P 6～7
6、震災時の安全管理	P 8～9
7、捜索時の安全管理	P 10
8、救助活動と安全管理	P 11
9、訓練と安全管理	P 12
10、その他	P 12～15



# 大和郡山市消防団安全活動マニュアル

## 1、はじめに

東日本大震災という未曾有の大災害や近年日本各地で多発している豪雨災害などを踏まえ、平成25年に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行され、消防団は、住民の生命、身体及び財産を災害から守るための地域防災力の中核として位置付けられました。

本市においても、地域における消防団の認知度を上げ、誇りを持って任務に当たる環境づくりや地域の自主防災との顔の見える関係の構築のため、「『自主防災組織』と『消防団』防災のつどい」の開催などを行ってきました。しかし、これらは一人一人の消防団員の安全が十分に確保されてこそ意味をなすことであり、その確保について本マニュアルで明らかにし、全ての消防団員に対して、安全に対する配慮と確認を意識しながら任務を遂行するよう求めるものです。



## 2、日常の対策

安全は日常からの心構えや準備から始まります。消防、防災の任務遂行にあたって、以下の事前対策に努める。

- 1) 日頃から健康の保持、気力、体力の練成に努める。
- 2) 装備機材を安全に使用するため、使用方法を習熟する。
- 3) 災害現場での安全行動を確保するため、消火栓点検の際等で消防水利の位置等の警防調査を行い、その周知徹底を図る。
- 4) 分団長等は、現場活動時において、本団員の指示の下、地理や天候、消防署との連携等を基に、的確な判断と分団員の指示が行えるように日常から研鑽に努める。
- 5) 災害現場活動における危険を回避するため、自主訓練や定期的な会合を通じて、日頃から安全教育を行う。
- 6) 災害現場活動を安全に行うため、日常から分団長を中心とした協働の精神を培う。
- 7) 火災・災害時は活動服、ヘルメット、長靴(編上靴)、手袋を着用する。  
また火災時は役割に応じて防火衣を着用し、水防活動時は長靴を着用する。日常から周知の上、訓練時には適切な着用の習慣をつけて、出勤時の身体を防護を意識付ける。また、日常から着用品の適切な手入れを行う。
- 8) 火災・災害現場への向かう際は、高ぶった気持ちを醒まし、冷静な対応が取れるメンタル状態を確保することが重要である。このため、7)の着用時はあわてず落ち着いて準備を行い、準備不足がないか再度確認を行う。

## 3、資機材の管理

事故や故障を未然に防ぎ、火災・災害発生時の迅速な消防活動を実現するため、市民安全課から年1回行う機械器具点検以外に下記の資機材点検管理を行い、貸与資機材を適切に管理を行うこと。

- 1) 消防ポンプ車、小型ポンプその他消防機器、水防機材、消防団無線等の機械器具の適正管理として点検、作動試験、運行試験を月1回実施する。
- 2) 1)に併せてこれらの使用を伴った訓練も行い、有事の際に迅速に対応できるよう使用方法の習熟に努める。
- 3) 不足や不備が生じた場合は速やかに市民安全課へ報告すること。



## 4、火災出場と活動時の安全管理

### 1) 出場基準

消防団分団は下記の場合火災現場に出場する。

- ①当該分団の管轄区域内で火災を発見したとき  
(即時119番通報の上、出動すること)
- ②広域消防組合からの火災発生通知メールで  
当該分団の管轄区域内での一般建物火災通知  
があったとき
- ③消防団本団から指令があったとき
- ④各分団は、その他火災は出場しなくてもよい



### 2) 着用品

- ①活動服、ヘルメット、長靴(編上靴)、手袋を着用する。  
また、筒先補助その他火点に近づく者は防火衣を着用する。  
なお、長靴は、現場での落下物やガレキ、散乱物の踏み抜きから足を  
防護するため、令和5年8月以降、新規に配給するつま先、底面に強  
化材を使用したものを必ず着用する。
- ※緊急時で上記着用が間に合わず出動した場合も、指揮者、上席者の指  
示に従い、必ず安全な服装に整える。

### 3) 出場団員の掌握

- ①分団長(分団長が不在の場合は現場で最上席の団員)は分団庫及び現場  
において所属分団の出場団員を点呼等で把握の上記録し、指揮所にて  
団長もしくは副団長に報告する。
- ②所属分団員が長時間の出場となっている場合もしくは疲労が蓄積して  
いると判断した場合、指揮所にその旨報告し、その指示に従い、一定  
時間休憩を取らせ、また出動命令を解くものとする。
- ③団員の単独活動は避け、もし①で把握した団員が行方不明になってい  
るときは必ず指揮所に報告の上、速やかに捜索を行うこと。

### 4) 緊急車両の運転、小型ポンプ等の操作における安全管理

#### A、出動から現場到着まで



- ①乗車定員を守る(2名~定員まで)
- ②バックは必ず誘導員が合図する。
- ③緊急走行時も必ず交通関係法規遵守する。
- ④あせらずできる限り余裕を持って運転すること。
- ⑤出庫時はシャッター等が完全に開放されているかを確認する。
- ⑥出庫時は周囲の交通状況や通行人の安全を自分の目で確認する。
- ⑦安全確認呼称を確実に実施する。
- ⑧シートに座ること(振り落とし事故が起きています)

- ⑨走行中、指揮者は必要に応じて拡声器やモーターサイレン等を使用し、周囲に注意を喚起する。
- ⑩優先通行権を過信せず、赤信号の交差点を通過するときは、一時停止又は徐行し、一般車両の停止確認など細心の注意を払う。
- ⑪運転者は、火煙や無線交信等の状況に気をとられずに、前方を注視し安全運転に徹する。

## B、現場到着時

- ①団員は指揮者の合図があるまで下車しない。また飛び降りない。
  - ②後続車や歩行者の有無を確認してからドアを開放する。
  - ③二次災害を防ぐため風上などの危険の少ない場所に停車する。
  - ④駐車ブレーキを確実に作動させ、車輪止めを使用する。必要に応じてハザードを点灯する。
  - ⑤車両を移動する場合は、必ず周囲を確認し誘導員を配置して行う。
  - ⑥停車時は、駐車ブレーキを確実に作動させてから、車輪止めを使用する。
  - ⑦停車位置は、傾斜地及び軟弱な場所は避ける。やむを得ない場合は車輪止めを増強したり、敷板を敷いて補強する。
- ※やむを得ず、自家用車等で個々に現場に向かうときは一般車両として安全に配慮し、現場での駐車は、消火活動の障害にならないようにすること。

## C、現場活動時（教育訓練及び指導用DVDを参照にしてください。）

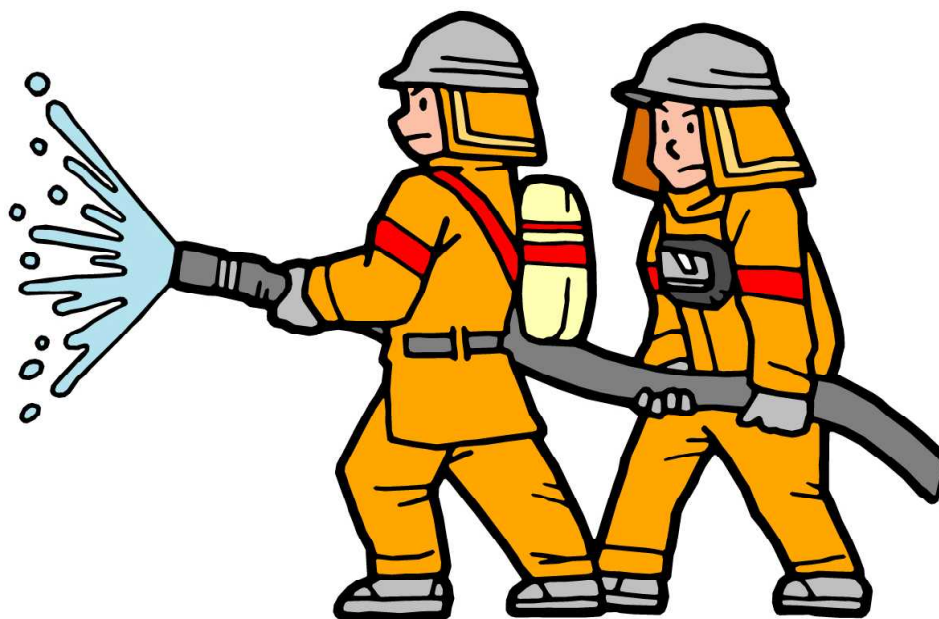
- ①吸管操作は2名以上で行う。ねじれをとりながら安全な場所へ吸管を伸長してから水利へ投入する。
- ②可搬ポンプは平らな場所に設定し、必要ならロープで固定する。
- ③ホース延長時は、伸長方向を確認し歩行者や障害物に注意する。
- ④機関員は、「○○分団放水始め」の伝令を無線もしくは伝令で確認してから送水する。
- ⑤夜間もしくは水利付近が暗がりの場合は水利に照明をつける。水利付近に歩行者がある場合は団員を配置し安全を確保する。
- ⑥必ず2名以上で筒先を担当する。余裕ホースを十分にとり移動や危険時に退避が速やかに行えるようにする。
- ⑦放水中に筒先は絶対に離さない。
- ⑧火災時の建物や部材の種類による危険を知っておくこと。  
石造、レンガ造--倒壊の危険有りむやみに進入や接近しない。  
モルタル外壁--非常に脆くなり、剥離や落下の危険性が高い。  
鋼鉄製部材--熱により鉄製部材の変形が起こり崩壊する危険性

トタン板一釘が残っており踏み抜きに注意、また切断面が鋭利なため、切創にも注意。

- ⑨冬季夜間は放水した水の凍結に注意する。
- ⑩電気配線やソーラーパネルは感電に注意、むやみに放水しない。

#### D、引き揚げ時

- ①疲労による注意力の散漫の可能性を意識し、運転者、指揮者共に通常以上の安全配慮をもって事故防止に努める。
- ②使用資機材の置き忘れがないよう確実に撤収し、走行中落下しないよう確実に積載する。
- ③車庫入れするとき、歩行者や他車両と接触しないよう誘導員をおき明確な誘導を行う。
- ④下車時は、疲労と放水による滑りやすさに注意し、足下を確認し静かに着地する。
- ⑤使用した資機材の異常の有無を点検する。この場合必ず保安帽及び手袋を着用する。



## 5、水防活動時の安全管理

### 1) 出場基準

消防団分団は下記の場合水防現場に出場する。

- ①市より出場の要請を受けたとき。
- ②市より河川巡視、警戒等の要請を受けたとき。
- ②市より避難誘導、広報活動の要請を受けたとき。

※緊急時を除き、市⇒消防団本団⇒該当分団の流れで要請します。

- ④河川水路の越水もしくはその恐れがある箇所、または洗掘箇所や漏水など集落等に浸水等の影響が憂慮される現場を発見したとき（即時、市民安全課に通報の上出場してください。）

- ⑤土砂災害の予兆現象が見られる場合

なお、大雨時に浸水の恐れのある地域の分団は気象警報や河川水位の状況を勘案し、事前に分団庫に参集する。

土砂災害の種類と予兆現象

- 1) 崖崩れ～雨水や雪解け水などの地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちること。

(予兆現象)

- (ア) 崖から小石がパラパラと落ちてくる。
- (イ) 崖に割れ目ができる。
- (ウ) 崖からの湧き水がにごっている。

- 2) 土石流～山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されたものをいう。

(予兆現象)

- (ア) 山鳴りがする。
- (イ) 川の流れが急に濁ったり、土砂が混じり始める。
- (ウ) 雨が降り続けているのに、川の水かさが減り始める。

- 3) 地すべり～山腹など比較的なだらかな斜面で発生し、弱い地質と降雨、地震などの影響によって、滑りやすい地層を鏡に地面がそっくり滑りだす。

(予兆現象)

- (ア) 地面にひび割れができる。
- (イ) 地面の一部が落ち込んだり、盛り上がったたりする。
- (ウ) 池や沼の水かさが急に変わる。
- (エ) 井戸の水が濁る。



### 2) 着用品

- ① 活動服、ヘルメット、長靴(編上靴)、手袋を着用し、状況に応じて雨合羽も着用する。



### 3) 出場団員の掌握

- ①分団長(分団長が不在の場合は現場で最上席の団員)は分団庫及び現場



において所属分団の出場団員を点呼等で把握の上記録し、指揮所にて団長もしくは**副団長**に報告する。

- ②所属分団員が長時間の出場となっている場合もしくは疲労が蓄積していると判断した場合、指揮所にその旨報告し、その指示に従い、一定時間休憩を取らせ、また出勤命令を解くものとする。
- ③団員の単独活動は避け、もし①で把握した団員が行方不明になっているときは必ず指揮所に報告の上、速やかに捜索を行うこと。

#### 4) 水防活動における安全管理

- ①河川等を巡視する団員は、優先的に救命胴衣を着用する。
- ②河川に接近した活動が必要な場合は、命綱等により落下や転落防止の措置を行うこと。
- ③消防車両で巡視する場合は、赤色灯を点灯し警鐘を鳴らすこと。
- ④危険箇所での監視員の配置や夜間は照明を積極的に活用すること。

水防活動の例

- 1) 積み土嚢による住宅への浸水防止
- 2) 巡視活動による河川水路の水位、堤防亀裂、漏水などの警戒
- 3) 市の依頼による広報活動及び危険判断区域の居住者、滞在者等の避難誘導
- 4) 警戒区域設定・立入規制による車両通行の危険や土砂災害による被害回避



## 6、震災時の安全管理

### 1) 出場基準

消防団分団は下記の場合震災現場に出場する。

- ①市又は消防本部より火災等の出場要請を受けたとき。
  - ②市又は消防本部より避難誘導、人命救助の要請を受けたとき。
- ※緊急時を除き、市又は消防本部⇒消防団本団⇒該当分団の流れで要請します。
- ③震度5弱以上の地震が発生し、周辺の家屋や工作物の倒壊、破損、瓦の落下等明らかな震災被害が見られるとき。

### 2) 着用品

- ①活動服、ヘルメット、長靴（編上靴）、手袋を着用する。  
また、役割に応じて防火衣を着用する。  
現場での落下物やガレキ、散乱物の踏み抜きから足を防護するため、令和5年8月以降、新規に配給するつま先、底面に強化材を使用した長靴を必ず着用する。

※震災被害等で上記着用ができないときは、指揮者、上席者の指示に従い、比較的服装と安全との因果関係の少ない活動に当たること。

### 3) 出場団員の掌握

- ①分団長(分団長が不在の場合は現場で最上席の団員)は分団庫において所属団員を把握の上記録し、消防団無線で団長もしくは**副団長**に報告する。
- ②分団庫に参集せず、連絡の取れない団員は住居、勤務先等に連絡を取り、安否を確認し、把握の上記録し、消防団無線で団長もしくは**副団長**に報告する。
- ③所属分団員が長時間の出場となっている場合もしくは疲労が蓄積していると判断した場合、指揮者にその旨報告し、その指示に従い、一定時間休憩を取らせ、また出勤命令を解くものとする。
- ④団員の単独活動は避け、もし①②で把握した団員が行方不明になっているときは必ず指揮者に報告の上、速やかに捜索を行うこと。

### 4) 震災時の安全管理

- ①大規模な地震発生時は、同時多発的に火災、人命救助の事案が広範囲に発生するおそれがある。消防団員といえども、自己及び家族の安全

を最優先とする。安全が確認され、活動可能な場合のみ参集出動するものとする。

- ②建具の落下等から消防ポンプ車等を保護するため、車両を屋外の安全な場所に移動する。
- ③余震対策として建造物の崩落、倒壊、落下には十分注意し、むやみな接近や進入を控える。必要な場合は注意喚起を周知させる。
- ④道路状況が悪化している場合があるので走行速度を落とし、急な道路状況の変化に対応できるようにする。
- ⑤ガス管の破損、家庭内でのガス漏洩による引火爆発の危険を回避するため、ガス臭を感じたらすぐさま退避し、警戒筒先（火災現場において、延焼の危険がある箇所へ事前に投入される筒先）の設定を行うと共に周辺にガス火災の危険を知らせる広報を行う。
- ⑥電柱等の倒壊による電線の切断、家庭用ソーラーパネルなどからの漏電に注意し、放水や接近は控える。
- ⑦その他、消防団サポーター企業等地域との連携を図り、冷静な判断の下で団員や協力住民、企業の安全に十分留意しながら活動する。



#### 震災活動について

- ①震災時は、交通や電話の寸断など地域毎に孤立状況になることが想定され、その場合、日常から培った地域との防災の連携、顔の見える関係を活かし、消防団分団が地域の防災リーダーとして、自治会(自主防災組織)や消防団サポーターと連携して地域内(道路、河川、学校、病院、住居等)の巡視を行い、応急作業が必要な場合は消防団無線で災害対策本部に報告し、その指示の下、技術を有するサポーター企業等と協力して復旧救助等を行う。
- ②火災対応時は、現場までの被害経路を確認する。又水利確保は自然水利や防火水槽を活用する。
- ③人命に関わる事案を最優先とし必ず複数名で救助や避難誘導に対応する。
- ④その他市又は消防本部の活動要請による。



## 7、 搜索時の安全管理

### 1) 出場基準

消防団分団は下記の場合搜索現場に出場する。

市又は消防本部より出場要請を受けたとき。(現地本部に参集する。)

※緊急時を除き、市又は消防本部⇒消防団本団⇒該当分団の流れで要請します。

### 2) 着用品

① 活動服、ヘルメット、長靴(編上靴)、手袋を着用する。

行方不明者の搜索活動の多くは山間部での活動が予想されるため、個々でも安全管理(虫除け、ファーストエイド等)に留意し、消防本部や警察と連携した活動を行う。

### 3) 出場団員の掌握

①分団長(分団長が不在の場合は現場で最上席の団員)は分団庫もしくは現地本部において所属団員を把握の上記録し、指揮者もしくは団長、副団長に報告する。

②所属分団員が長時間の出場となっている場合もしくは疲労が蓄積していると判断した場合、指揮者にその旨報告し、その指示に従い、一定時間休憩を取らせ、また出動命令を解くものとする。

④団員の単独活動は避け、もし①②で把握した団員が行方不明になっているときは必ず指揮者に報告の上、速やかに搜索を行うこと。

### 4) 搜索時の安全管理

①決して単独行動はせず複数名の小隊で命令を受けた地域で活動する。心当たりのある場所の搜索であっても、必ず指揮者の許可を得て搜索する。

②消防署員、警察官を含めた隊で行動するので必ずその指示に従う。

③消防団無線もしくはアマチュア無線等個人装備、小電力のトランシーバー、携帯電話などを活用し、連絡体制の確保に努めると共に二次遭難を防ぐ。なお、バッテリー残量については十分留意し、小隊で何らかの連絡手段が確保できないまま搜索は行わないこと。

④装備が十分でない場合は、傾斜地や転落危険のある場所はさける。

⑤飲料水や食料、着替え等を持参する。

※) 行方不明者の発見に至った場合は、速やかに現地本部へ連絡する。行方不明者が死亡している場合は現場保存に徹する。行方不明者の搜索は原則7 2時間とする。



## 8、救助活動と安全管理

### 1) 出場基準

消防団分団は下記の場合救助現場に出場する。

市又は消防本部より救助要請を受けたとき。

※緊急時を除き、市又は消防本部⇒消防団本団⇒該当分団の流れで要請します。

### 2) 着用品

① 活動服、ヘルメット、長靴（編上靴）、手袋を着用すること。

### 3) 出場団員の掌握

① 分団長(分団長が不在の場合は現場で最上席の団員)は救助現場において所属団員を把握の上記録し、指揮者もしくは団長、副団長に報告する。

② 団員の単独活動は避けること。

### 4) 救助活動時の安全管理

① 活動スペースを確保し足場の悪い場所、狭い場所では十分に注意する。

② ガラスを破壊する場合は、テープ等により飛散防止する。

③ 落下物や崩壊物などによる下敷きが予測される場合は、立入禁止区域の設定、落下物の固定を行い、監視員を配置する。

④ 感電事故が予測される場合は、専門業者に依頼し、安全を確保する。

⑤ 危険物の流出、可燃性ガスの漏洩がある場合は、流出の停止措置、ガラスの遮断、希釈、電気の遮断、消火手段の確保、火気の制限などの必要な措置を講じ警戒区域を設定する。

⑥ 一般人や関係者などの危険が予測される場合は、安全な場所に誘導する。

⑦ 要救助者の悪化防止や苦痛の軽減に配慮し、また要救助者の感染防止に配慮し保護などの措置を講じる。

⑧ 団員の安全確保ができない場合は、無理に救助活動をしない。

⑨ ストライカー、手動式油圧カッター、エンジンカッター、チェーンソー及び担架、応急処置用セット等は定期的な訓練を実施して使用する。



## 9、訓練と安全管理

本市消防団においても、訓練中に事故が発生しており、訓練を行うにあたっては万全を期して技術の習得に努めなければならない。

### 訓練時の安全管理

- ①準備運動、柔軟体操等を行い、体を十分ほぐしてから開始する。
- ②講師からの注意事項を十分理解して行うこと。
- ③安全管理は自己管理が基本であり、自らの安全は自ら確保する気構えを持って、いかなる場合も安全行動に徹することを理解する場という認識を持つこと。

## 10、その他

### 1) 消防団員の権限等の理解

消防団員には任務遂行にあたり、下記の権限が与えられている。

この中には**団長・副団長**が対応するもの、**分団長**もしくは現場最上席団員が対応するものなど様々ですが、これらの権限を有効に活用し、安全で効率のよい現場対応をすること。



- ①消防対象物の関係者（所有者、居住者、使用者等）に建物構造や逃げ遅れの有無など消防活動に必要な情報提供を受けられる。  
（消防法第25条）
- ②消防車両が災害現場に出動する際は、他の車両等に優先して通行する（優先通行権）ことができる。（消防法第26条）
- ③火災現場に到着するために緊急に必要があるときは、一般交通の用に供しない道路や空地などを通行する（緊急通行権）ことができる。  
（消防法第27条）

注：但し、②優先通行権、③緊急通行権は、緊急事態といえども絶対的なものではなく、通行の安全や周囲の状況などを考慮して適切な判断が求められる。

- ④消防活動、火災調査等を十分に行うため、消防警戒区域の設定して、一定の関係者（消防法施行規則第四十八条で定める下記の者）以外の立入等を禁止または制限することができる。（消防法第28条）

#### 記（消防法施行規則第四十八条で定める者）

- 一 消防警戒区域内にある消防対象物の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者
- 二 消防警戒区域内にある消防対象物の勤務者
- 三 電気、ガス、水道、通信、交通等の業務に従事する者で、消防作業に関係がある者
- 四 医師、看護師等で、救護に従事しようとする者
- 五 法令の定めるところにより、消火、救護等の業務に従事する者
- 六 報道に関する業務に従事する者
- 七 消防長又は消防署長があらかじめ発行する立入許可の証票を有する者

- ⑤消防活動に必要があるときは消防対象物やその土地を使用、処分使用の制限すること（緊急措置権）ができる。また、緊急の必要があるときは、火災現場付近にいる者に消防活動の協力を依頼し従事させることができる。（消防法第29条）

## 2) 守秘義務の遵守

火災・災害等対応中等職務上に知り得た秘密（個人や事業上の情報等）についてはほかに漏らしてはなりません。これは消防団員に在職中だけでなく、職を退いた後も同様とする。（地方公務員法他）



## 3) 指揮系統と任務内容

消防組織法第20条では消防団の長は消防団長で、同条第2項で消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する、となっている。  
なお出場時の指揮系統や任務内容は、以下のとおりとする。



### ①火災出動時

階 級	任 務 内 容
団 長	広域消防組合指揮隊と協働し運営を行う。広域消防組合が未着の場合は指揮を執り、状況を伝達する。
副団長	広域消防組合指揮隊(未着の場合は団長)と連絡調整を行い、その活動方針に基づき消防団を統括し、総括的な指揮・監督をする。
分団長	正副団長を補佐する。 分団を統括し分団員を指揮監督する。 指揮隊と連絡調整を行い、分団員に周知させる。 団員の安全管理について指示する。
副分団長	分団長を補佐し、分団を統括し分団員を指揮監督する。 指揮隊との連絡調整内容を分団員に周知させる。 団員の安全管理について指示する。
部 長	部・班を統括し班員を指揮する。
班 長	団員の安全管理について指示する。
団 員	上司の命を受け、その任務に従事する。

## ②水防出動時

階 級	任 務 内 容
団 長	市水防本部と協働し運営を行う。
副団長	市水防本部と連絡調整を行い、その活動方針に基づき消防団を統括し、総括的な指揮・監督をする。
分団長	正副団長を補佐する。 分団を統括し分団員を指揮監督する。 被害及び活動状況を消防本部へ報告する。 地域防災リーダーとして、自治会、自主防災組織、消防団サポーター等と連携し、市水防本部と連絡調整を行う。 市水防本部との連絡調整内容を分団員に周知させる。 団員の安全管理について指示する。
副分団長	分団長を補佐し、分団を統括し分団員を指揮監督する。 市水防本部との連絡調整内容を分団員に周知させる。 団員の安全管理について指示する。
部 長	部・班を統括し班員を指揮する。
班 長	団員の安全管理について指示する。
団 員	上司の命を受け、その任務に従事する。

## ③震災出場時

水防出場時に準じてこれを行う。

(「市水防本部」を「市災害対策本部」と読み替える)

## ④捜索出場時

火災出場時に準じてこれを行う。

## ⑤その他の災害出場時

上記以外の出場時は火災出場時に準じてこれを行う。





## 大和郡山市消防団歌

- 1 活動服も精悍（せいかん）に  
赤いエイドが駆けつける  
我が住むまちを守りたい  
熱い思いを筒先に  
ああ大和郡山消防団
- 2 日頃は市井の営みも  
指令（しらせ）ひとつで奮い立つ  
街びとたちにやすらぎを  
ああその思い誇らしい  
ああ大和郡山消防団 OH

